

議案第 31 号

筑西市協和ふれあいセンター条例の制定について

標記について次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市協和ふれあいセンター条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、筑西市協和ふれあいセンター（以下「ふれあいセンター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市に次のとおりふれあいセンターを設置する。

名称	位置
筑西市協和ふれあいセンター	筑西市久地楽 260 番地

(管理)

第 3 条 ふれあいセンターは、本市における社会福祉事業の効果的運営、福祉団体との連携、ボランティアの育成等による福祉の増進並びに市民の健康の保持及び増進に寄与するほか、地域コミュニティを持続させるため、子どもから高齢者までの多くの市民が集う場として、常に良好な状

態で管理しなければならない。

- 2 ふれあいセンターの管理は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者の業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ふれあいセンターの利用の許可に関する業務
- (2) ふれあいセンターの利用料金の徴収及び減免に関する業務
- (3) ふれあいセンターの維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほかふれあいセンターの管理に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（指定の期間）

第5条 指定管理者がふれあいセンターの管理を行う期間は、5年とする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定める期間を短縮することができる。

（利用時間）

第6条 ふれあいセンターの利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受け、利用時間を変更することができる。

（休館日）

第7条 ふれあいセンターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受け、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎週日曜日及び土曜日（土曜日については、事前にふれあいセンターの利用の申込みがない場合に限る。）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

（利用の許可）

第8条 ふれあいセンターの施設及び附属設備器具（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。

- 2 指定管理者は、前項の許可に管理上必要な条件を付することができる。

（利用の制限）

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用を許可しない。

- (1) 特定の政治活動若しくは宗教活動に利用し、又はこれらを伴うおそれがあると認められると

き。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(3) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 施設等の維持管理上の必要があるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか施設等の利用を不相当と認めるとき。

(利用料金)

第10条 指定管理者は、第8条第1項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）から利用料金を徴収する。

2 利用料金は、別表各項に掲げる区分に応じ、当該各項に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 前項の利用料金に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、前条の規定にかかわらず、公用若しくは公益事業のために施設等を利用するとき又は相当の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第12条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めによらない事由により利用できなかったとき。

(2) 指定管理者が公用上その他やむを得ない事由により利用の許可を取り消し、又は利用を中止させたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか特別の理由があると認めるとき。

(目的外利用禁止等)

第13条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又は利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用の許可を取り消し、又は利用を中止し、若しくは変更させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 施設等の利用の許可の目的又は利用条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により施設等の利用の許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか施設等の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、指定管理者及び市はその責めを負わない。

(利用者の義務)

第15条 利用者は、施設等を変更して利用し、又は施設等に特別な設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 利用者は、施設等の利用が終わったとき、利用の許可を取り消されたとき又は利用の中止若しくは変更をさせられたときは、直ちに施設等を原状に復し、指定管理者に引き渡さなければならない。

3 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、利用者に代わってこれを処理し、その費用を利用者から徴収する。

(損害賠償)

第16条 利用者は、施設等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、市長が認定する損害額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(目的外使用許可等の権限)

第17条 ふれあいセンターにおける法第238条の4第7項の規定に基づく目的外使用に係る許可及び使用料の徴収、減免等は、筑西市行政財産使用料等徴収条例（平成17年条例第49号）の規定に基づき市長が行う。

2 ふれあいセンターにおける法第238条の4第2項の規定に基づく行政財産の貸付け又は私権の設定は、指定管理者が行う。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、令和8年1月1日から施行する。

(筑西市協和ふれあいセンター条例の廃止)

2 筑西市協和ふれあいセンター条例（平成 25 年条例第 23 号）は、廃止する。

（筑西市保健センター条例の一部改正）

3 筑西市保健センター条例（平成 17 年条例第 111 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「筑西市協和保健センター」を「筑西市協和保健センター（協和ふれあいセンター内）」に改める。

（筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例の一部改正）

4 筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例（令和 5 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 13 第 1 項の表に次の 1 項を加える。

陶芸室	400 円
-----	-------

別表（第 10 条関係）

1 施設の利用料金 次の表左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に定める額

施設の区分	1 時間当たりの利用料金の額
会議室 1	4 0 0 円
会議室 2	4 0 0 円
会議室 3	2 0 0 円
会議室 4	3 0 0 円
和室	3 0 0 円

備考

1 利用の形態が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該条件の区分に応じ、当該各号に定める率を利用料金の額に乗じて得た額とし、複数の条件に該当する場合にあっては、当該複数の条件に応じた率を乗じて得た率を利用料金の額に乗じて得た額とする。

(1) 本市の区域外の者が利用する場合 1 0 0 分の 1 5 0

(2) 入場料その他入場の対価を徴する場合 1 0 0 分の 2 0 0

(3) 営利又は宣伝を目的とする場合 1 0 0 分の 3 0 0

2 利用時間に 1 時間に満たない時間がある場合は、これを 1 時間として計算する。

3 利用時間には、準備、後片付け等に要する時間を含むものとする。

2 附属設備器具の利用料金 規則で定める額